

契約の保証について

落札者（随意契約における契約の相手方を含む。）は、特に指示しない限り、落札決定の日から起算して7日以内に、契約書案を提出するとともに、次の①から⑤のいずれかの保証を選択して提出してください。

① 現金（契約保証金）の納付

担当者から現金払込書を受け取り、請負代金額の1割の現金を所定の金融機関に指定期日までに払い込んで、契約書案を提出する際にその領収書を提示してください。

なお、事前に払い込むことができない場合は、契約書案を提出する際に直接出納員に納入することもできますが、防犯上の観点から現金払込書による納付にご協力ください。

② 有価証券等の提供

担当者から保管有価証券払込書を受け取り、新富町財務規則第128条に規定する契約保証金の担保となる有価証券等（国債・地方債、政府保証債権、銀行等の支払保証等のある小切手又は手形等）を出納員に提供してください。

③ 銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額の1割を町に支払うことを保証する旨の保証書を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他預貯金の受入れを行う組合、前払保証事業会社

注1：前払保証事業会社の場合は、前払保証を受けることが条件

注2：保証期間は、工期を含むこと。

④ 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる履行ボンド）

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券（請負代金額の1割相当の保証）を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、工期を含むこと。

⑤ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で町を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額1割相当の保険金）を締結し、その証券を契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、工期を含むこと。

※ ③から⑤までに掲げる保証の申込み方法は、各取扱機関（取引銀行、損害保険会社、前払保証事業会社等）にご相談下さい。